

## ○岡山市障害者基幹相談支援センターサブセンター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 岡山市における障害者、障害児の保護者又は障害者若しくは障害児の介護を行う者に対する相談支援機能の強化を図るため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、専門的な相談支援等を要する障害者及び障害児のかかえる困難事例に対応する相談支援、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サービス事業所 次条に定める補助事業を行う事業所をいう。

(2) 専門的職員 主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等であつて、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められるものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、岡山市障害者基幹相談支援センターと連携し、その指導及び助言を受けて実施する。

#### (1) 相談支援機能強化事業

ア 一般的な相談に加え、総合的・専門的な相談支援等を行い、複合課題や困難な問題を抱える障害者等に対応する相談支援の提供

イ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

ウ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

エ 岡山市障害者自立支援協議会の運営や地域の相談機関（相談支援事業者，身体障害者相談員，知的障害者相談員，民生委員，高齢者，児童，保健・医療，教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

オ 学校や企業等に赴き，各種情報の収集・提供や事前相談・助言

カ 岡山市の相談支援機能の強化に資するその他の事業

キ 市が開催する支援会議において，複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討

ク 多機関協働事業者が開催する重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関の役割分担に基づく対応，他の支援機関等と連携・協働による支援の提供

ケ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携

## （２） 障害児等療育支援相談事業

在宅の障害児等の地域における生活を支えるため，療育指導等を提供する事業

## （３） 住宅入居等支援事業

障害者等に対して，賃貸住宅に入居する支援，関係機関との連絡及び調整を提供する事業

## （４） 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対して，成年後見制度の利用を支援する事業

２ 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する場合は，補助事業としない。

（１） 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が，前項に掲げる事業について，岡山市，岡山県，その他の団体等から補助金等の交付を受けようとしているとき。

（２） その他市長が不適當と認めたとき。

（補助事業者）

第４条 補助事業者は，第１１条の規定により基幹相談支援センター設置の届出を行った者でなければならない。

（補助対象経費）

第５条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち，補助金の交付額の算定に当たって

対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものに限る。

- （１） 人件費
- （２） 旅費に係る経費
- （３） 需用費に係る経費
- （４） 役務費に係る経費
- （５） 使用料及び賃借料
- （６） その他市長が必要と認めるもの

（補助金額）

第 6 条 補助金額は、別表 1 に定める額と補助対象経費とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、サービス事業所ごとに、補助金等交付申請書（規則様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第 5 条第 1 項に規定する市長が定める期日は、毎年 4 月 3 0 日とする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第 8 条 規則第 1 3 条に規定する状況報告及び規則第 1 5 条に規定する補助事業着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第 9 条 規則第 1 6 条第 1 項第 2 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める書類とする。

- （１） 障害者基幹相談支援センターサブセンター事業 岡山市障害者基幹相談支援センターサブセンター事業実績記録票（様式第 1 号）及び岡山市障害者基幹相談支援センターサブセンター事業個別相談支援利用実績記録票（様式第 2 号）
- （２） 障害児等療育支援相談事業 岡山市障害児等療育支援利用実績記録票（様式第 3 号）
- （３） 住宅入居等支援事業 岡山市障害者住宅入居等支援利用実績記録票（様式第 4 号）
- （４） 成年後見制度利用支援事業 岡山市成年後見制度利用支援利用実績記録票（様式第 5 号）

(補助金等の完了前交付)

第10条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、市長が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

2 前項の市長が事業を実施するに当たり必要と認める場合とは、市の補助金が補助事業に係る全収入額の100分の30以上の割合を占めるときとする。

3 第1項の規定により、事業の完了前に交付を行う場合の算定は、前年度に補助金の交付を受けた補助事業者にあつては前年度の実績により算定し、前年度に補助金の交付を受けていない補助事業者にあつては当該年度の年間見込額により算定する。

(基幹相談支援センターの設置の届出)

第11条 サービス事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第4項で定める事項を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、届出する者が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは届出を受理するものとする。

(1) 市内に所在する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業を実施している社会福祉法人若しくは地方独立行政法人又は市内に所在する岡山市障害者地域活動支援センター等事業実施要綱第17条の規定に基づく地域活動支援センターI型運営事業者として登録を受けており第3条の補助事業を実施できる体制が整備されていること。

(2) 地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組を実施し相談支援機能の強化を図るなど基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員が1.5人以上配置されていること。

(届出の変更)

第12条 設置の届出を行った者（以下「設置事業者」という。）は、届出内容に変更があったとき又は当該事業を廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内にその旨を届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、設置事業者若しくは設置事業者であった者（以下この条において「設置事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係人に対して質問させ、若しくは設置事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（設置の取消し）

第14条 市長は、設置事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、基幹相談支援センターの設置を取り消すものとする。

- （1） 基幹相談支援センターの設置の要件に該当しなくなったとき。
- （2） 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- （3） 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- （4） 設置事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該設置事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- （5） 設置事業者の不正の手段により、第11条第2項の規定による届出の受理がされたとき。
- （6） 前各号に掲げる場合のほか、設置事業者が当該補助事業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（事業の基本取扱方針）

第15条 相談支援は、利用対象者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適切に提供されなければならない。

2 地域の相談支援事業所等に対する指導、助言及び人材育成の支援、連携強化の取組等は、地域全体の相談支援の質の向上を図るものでなければならない。

3 設置事業者は、当該補助事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(事業実施の記録)

第16条 設置事業者は、当該補助事業を実施した際は、当該補助事業の実施日、内容その他必要な事項を、当該補助事業の実施の都度記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第17条 設置事業者は、当該補助事業を適切に実施できるよう、サービス事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 設置事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第18条 設置事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 設置事業者は、サービス事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第19条 サービス事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用対象者の秘密を漏らしてはならない。

2 設置事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用対象者の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 サービス事業所は、他の設置事業者等に対して、利用対象者に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により利用対象者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第20条 設置事業者は、その提供した相談支援に関する利用対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 サービス事業所は、その提供した相談支援に関し、第13条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサー

ビス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給決定障害者等又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 設置事業者は、利用対象者に対する相談支援の提供により事故が発生した場合は、市、利用対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

第22条 設置事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、当該補助事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第23条 設置事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 設置事業者は、当該事業の実施記録を整備し、当該補助事業を実施した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成27年度の交付申請における市長が定める期日は、8月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

| 事業種別              | 補助基準額                                                                                      |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害者基幹相談支援サブセンター事業 | 年額 7,500,000円                                                                              |
| 障害児等療育支援相談事業      | 訪問療育指導 1回 7,000円<br>外来療育相談・指導 1回 2,000円<br>事業所等職員の療育技術指導 1回 5,000円<br>療育機関に対する支援 1回 5,000円 |
| 住宅入居等支援事業         | 入居支援 1件 10,000円<br>24時間支援 1回 2,000円<br>電話相談 1回 800円<br>サポート体制の調整 1回 2,000円                 |
| 成年後見制度利用支援事業      | 申立費用とは別に 1件 50,000円                                                                        |